

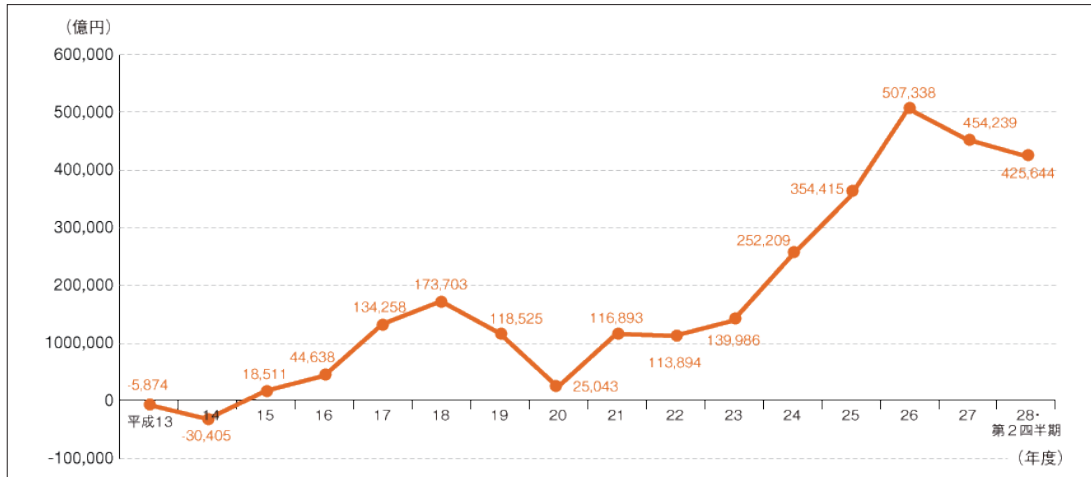
Topics

◆ 年金積立金の収益率は1.84%～平成28年度第2四半期運用状況

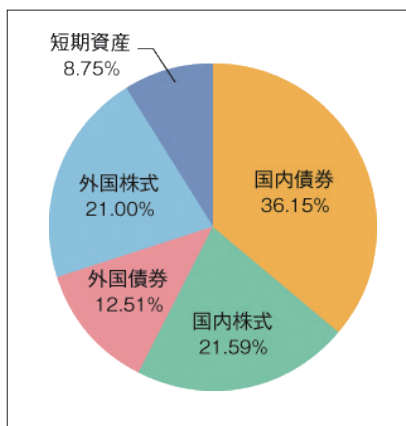
平成28年11月25日、年金積立金管理運用独立行政法人は平成28年度第2四半期（平成28年7～9月）の運用状況を公表した。平成28年度第2四半期は、世界的には、石油価格が落ち着きを取り戻し米国株式が過去最高値を更新し収益が出やすい状況であった。国内的は、経済対策への期待が高まり株価は上昇し、日本銀行が「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を導入したことから10年国債の利回りは上昇（債券価格は下落）した。為替（ドル／円）はほぼ横ばいで推移した。このように市場環境が比較的安定していたため、年金積立金の期間収益率はプラス1.84%となった（平成13年度の市場運用開始以降通年でみると年2.47%）。運用資産額は運用開始時より132兆751億円を維持し、期間収益額は2兆3,746億円、累積収益額は42兆5,644億円となった（図1）。

年金積立金全体に占める運用資産別の構成割合は、国内債券が最も多く36.15%、次いで国内株式の21.59%となっている（図2）。

■ 図1 市場運用開始後の累積収益額（平成13年度～平成28年度第2四半期）



■ 図2 運用資産別の構成割合（年金積立金全体）



◆ 10月分(11月納付分)より厚生年金保険の標準報酬月額下限が88,000円に

厚生年金保険の標準報酬月額下限が改定され、平成28年10月分(11月納付分)より1等級が98,000円(報酬月額101,000円未満)が88,000円(報酬月額93,000円未満)に引き下げられた。これにより上限は30等級620,000円(報酬月額605,000円以上)が31等級になった。

下限改定による特例措置として、平成28年10月以前に、固定的賃金の変動はあったが2等級以上の差に対応する随時改定には及ばなかった下記のようなケースについては、特例として随時改定を行う。

標準報酬月額改定の特例

- 改定後であれば1等級が2等級になる昇給があったが、改定前であったために1等級のまま平成28年9月の定時改定で標準報酬月額の変更が行われなかった人
⇒平成28年10月の月額変更(1等級→2等級)
- 改定後であれば2等級が1等級になる降給があったが、改定前であったために1等級のまま平成28年9月の定時改定で標準報酬月額の変更が行われなかった人
⇒平成28年10月の月額変更(2等級→1等級)

◆ 平成28年9月末現在国民年金保険料の納付率は現年度分で58.1%

厚生労働省は平成28年11月25日、平成28年9月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【平成26年度分(過年度2年目)の納付率】

平成26年度末からプラス7.6ポイントの70.6%であった。これは平成26年4月～平成27年3月分の保険料のうち、平成28年度9月末までに納付された月数の割合である。平成28年度末時点の目標は、平成26年度末からプラス7.0ポイントであったため、目標値には達している。

【平成27年度分(過年度1年目)の納付率】

平成27年度末からプラス3.4ポイントの66.8%であった。これは平成27年4月～平成28年3月分の保険料のうち、平成28年度9月末までに納付された月数の割合である。平成27年度末時点の目標は、平成27年度末からプラス4.0ポイントであったため、目標値には達成していない。

【平成28年4月～平成28年8月分(現年度分)の納付率】

対前年同期比プラス1.6%の58.1%であった。平成28年度末時点の目標は、前年度実績から+1.0ポイントであった。

なお、平成28年4月～平成28年9月分の強制徴収の実施状況は、最終催告状送付が65,313件(前年同期比59,261件増)、督促状送付が19,685件(前年同期比17,699件増)、財産差押が5,794件(前年同期比3,861件増)であった。

◆ 平成28年度「わたしと年金」の受賞者決定

日本年金機構と厚生労働省は協力して「ねんきん月間」(11月)、「年金の日」(11月30日)における公的年金制度の普及・啓発活動を行ったが、その一環として募集した公的年金をテーマにしたエッセイ「わたしと年金」の受賞者を決定し、11月30日に発表した。受賞者は以下のとおり。

【わたしと年金】受章者

【厚生労働大臣賞】

・上村ノブエ(東京都・70歳代)

【日本年金機構理事長賞】

・寺垣佳南里(岐阜県・高校生)

【優秀賞】

・岩本梨沙(大分県・20歳代)

・高橋麻子(神奈川県・30歳代)

・松本由美子(山形県・50歳代)

【入選】

・郭原亮吾(大阪府・30歳代)

・長畑美紅(岐阜県・高校生)

・藤田拓也(富山県・大学生)

・正木健太(徳島県・高校生)

・山埜智彦(福井県・50歳代)

※敬称略、各賞五十首順。

【厚生労働大臣賞】上村ノブエ(東京都・70歳代女性) ※敬称略

私は平成二十八年六月喜寿を迎えました。

その間何度も大病を経験し、社会保険の有難さ大切さを痛感して参りました。

当時小さな会社の経営をはじめた私達は、税理士から労務協会を紹介され社会保険に加入しました。それまで個人で国民健康保険や、国民年金に加入していましたが厚生年金や健康保険料は料金が高いつ感じました。

それに本人からの控除分と同額を会社が負担するため会社としても大きな出費でした。社員も給料から引かれる金額が大きく、手取りが少なくなり将来のためとか義務であることを説明してもなかなか同意してくれません。

妻帯者は早く加入してくれるのですが、独身者は金銭的な事情を抱えている人が多く、簡単にはいきません。当時は同業者でもある程度、力のある会社しか加入しているところが少なかったらしく、無理に勧めると退社して未加入の会社に移られるような状況でした。

未加入の会社は会社負担がない分給料も多く払えるのでそれも魅力の一つだったのでしょう。いろいろな事情を考えると義務とはいえ、無理に勧めざるを得ませんでした。

そんな時年金事務所の呼出し監査があり、未加入者のいろいろな事情があることを説明したところ、「そういう人こそ将来を考えて加入しなければいけない」といろいろ細かく説明して下さいました。会社に戻り改めて説得したところやっと納得してすぐ加入してくれた人が大半で、次に一人、また一人という感じで退職者は一人もいませんでした。もちろん会社としても大変でした。ある程度生活が成り立つまでいろいろ援助もしました。

時を経て定年を迎えて故郷に戻った社員から嬉しい話を聞かされました。

社員募集の広告を見て近くのA社に応募するつもりが、間違えて当社に面接に来たそうです。

採用が決まり長い間働かせてもらったけどA社に入社していれば社会保険は未加入で、今、年金をもらいながら生活できるのはそちらの会社のおかげで本当に有難いとお礼を言って下さいました。それを聞いてあの頃の苦勞が報われたような気がして嬉しさでいっぱいになりました。

それと同時に、あの呼出し監査がなかったらたして未加入者を説得できたのだろうかという思いに至り年金事務所の誠実な説明と制度の有難さを遅ればせながら強く実感しました。

二十数年前、私の長男は幼い子供三人を残し、三十三才の若さで急逝しました。その時一定の条件はあるものの子供一人一人が十八才になるまで手厚く遺族年金が支給され、妻にも支給されました。子供が十八才を過ぎると妻だけに支給されます。残された家族が安心して生活できるように年金は考えられているのです。現在私も年金を受給しております。若い頃は年をとればお金はそんなに必要でないと思いがちです。

年を重ねれば交際範囲も自然に広がり、思いがけない出費も多く老化と同時に医療費もかさできます。

そんな時定期的に振込まれる年金は、金銭的にも精神的にも大きな支えになっているのです。